

【お知らせ】

日本入国の査証につきましてー観光査証で働くことはできません！

最近、当館での査証申請において、

- 1 偽変造された申請書類の提出
- 2 渡航目的を「観光」と偽り、実際は日本での就労を目的とした査証申請

が多発しております。

1については、

- 発覚した場合は、申請者のみならず、作成に関与した関係者からも、長期間査証申請は受付ません。

2については、

- 大使館では虚偽の査証申請を斡旋する業者や、日本において仕事を紹介する業者を確認しています。
- 観光を目的とした査証で日本に入国後、仕事をすれば、日本の法律に違反します。
- 虚偽の渡航目的が発覚した場合は、申請者のみならず、作成に関与した関係者からも、長期間査証申請は受けません。